

臨時福祉給付金が支給されます

昨年度、消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い方の負担緩和のため暫定的・臨時的な措置として支給された「臨時福祉給付金」が、今年度も支給されます。

▶支給要件

- 対象者／平成27年度分の住民税が課税されていない方。
※住民税が課税されている方に扶養されている(住民税における被扶養者になっている)場合・生活保護を受給している場合などは対象になりません。
- 支給額／対象者1人につき6,000円
- 基準日／平成27年1月1日時点で住民票が弟子屈町にあること
※基準日に他の市町村に住民票があった方(平成27年1月2日以降に弟子屈町に転入してきた方)は、その市町村が申請先となります。

▶申請方法

- 申請先／役場福祉こども課・川湯支所
- 申請期間／9月1日(火)～11月30日(月)
- 提出書類／申請書(支給要件に該当すると思われる方がいらっしゃる世帯に郵送します)

▶給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座へ振り込みます。
※口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合に限り、窓口で受け取ることができます。

▶注意点

- 今年度は「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となった方であっても臨時福祉給付金の支給要件に該当する場合は、両方を受け取ることができます。
- 申請期間を過ぎた場合は受け付けできません。必ず期間内に申請してください。
- 申請期間などは、市町村により異なります。弟子屈町以外が申請先となる方は、あらかじめ該当市町村にご確認ください。

▶問い合わせ先

- 申請方法について／役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通)
- 制度に関すること／厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192

『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』に注意！

ご自宅や職場などに、市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず役場や警察署にご連絡ください。

問い合わせ先／役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通)

美留和地区第1号排水路工事に伴い町道を通行規制しています

国営総合農地防災事業の第1号排水路工事に伴い、右図のとおり町道美留和石狩別線を一時通行止めしています。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶規制路線／町道美留和石狩別線(字美留和429番地先)

▶規制期間／11月20日(金)まで

※工事の進ちょく状況により、期間が変更となる場合があります。

□問い合わせ先

- 釧路開発建設部釧路農業事務所 ☎0154-7445
- 役場農林課 ☎482-2936 (課直通)



後期高齢者医療制度のお知らせ

障害認定申請について

一定の障がいのある65歳～74歳の方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

●一定の障がいとは

- ① 障害基礎年金1級・2級を受給している方
※国民年金以外の障害年金受給者の方、は個別にお問合せください。
- ② 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ③ 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
 - 音声障害
 - 言語障害
 - 下肢障害4級1号(両足の全ての指を欠くもの)
 - 下肢障害4級3号(片足を膝から足首までの2分の1以上で欠くもの)
 - 下肢障害4級4号(片足の機能に著しい障がいがある)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- ⑤ 療育手帳A(重度)をお持ちの方

●脱退手続き

後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険・健康保険組合・共済組合など)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

●申請と問い合わせ先

申請は、役場健康推進課健康保険係で受け付けています。詳しくは、同係へお問い合わせください。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場健康推進課健康保険係 ☎482-2935 (課直通)

住民説明会を開催

都市計画用途地域の変更

都市計画用途地域は、土地利用計画の中で最も基本的なものです。土地利用の現況や動向、将来の土地利用の方向を踏まえ、建築物の混在を阻止することにより、良好な市街地を形成し、住居・商業・工業などが適正に配置された土地利用を実現します。

町では、市街地の現状や、5年後、10年後の状況を見据えて、用途地域の変更を検討しています。変更により、建てることができる建築物が規制・緩和されるため、地域の皆さんからご意見をいただくため住民説明会を開催します。

前回の変更は平成7年度で、今回は20年ぶりの変更となります。市街地の状況が大きく変わっているため、広範囲の変更となります。主な地区は、美里、泉、朝日、高栄、湯の島の一部を予定しています。

▶日時／9月18日(金) 19時(申し込みは不要です。直接、会場にお越しください)

▶場所／町公民館 2階 講堂

問い合わせ先／役場建設課土地調整係 ☎482-2941 (課直通)